


事業名	 被災者生活支援対策事業 「生活支援相談員設置」	事業 期間	H19からH23
事業 目的	被災者の福祉ニーズを把握し、必要な福祉サービスを調整、提供することを目的とする。		
事業 内容 等	<p>1 事業主体 市町村社会福祉協議会</p> <p>2 補助対象経費（補助対象事業を含む。） (1) 補助対象経費 下記事業実施に要する人件費等の経費 (2) 補助対象事業 市町村社会福祉協議会が、被災者の生活復興を専任とする「生活支援相談員」を設置する場合、その費用相当額を補助する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【事業の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援相談員 ア 被災者への各種福祉・生活関連サービスの利用援助 イ 集会所を活用した被災者支援(引きこもり防止、声かけ、介護予防、医療や福祉の相談室開催等) ウ 被災者への各種在宅福祉サービス（食事サービス、ふれあいいきいきサロン、子育てサロン等）の開発・実施 エ 被災者への福祉的見守り・支援ネットワークづくり オ 被災地域の福祉コミュニティづくり カ 被災者の自宅等に出向いての相談、情報提供等業務 キ 被災者への各種イベントの企画・実施業務 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ形成担当生活支援相談員（コーディネーター） ア 被災者への福祉的見守り・支援ネットワークづくり(総括) イ 復興公営住宅入居者同士の支え合い体制作りの支援 ウ 地域住民・ボランティア等と被災者の交流イベント・交流事業の企画・運営・指導業務 エ 生活支援相談員間、自治体、ボランティア団体及び民間団体等との連携調整業務 オ 情報収集業務 </div> <p>3 補助率 補助対象経費の10/10以内 但し、補助対象経費について他の団体から補助金を受ける場合は、それらを控除した額</p> <p>4 補助限度額等 補助の限度額は生活支援相談員配置数に係る額とする。</p> <p>5 補助期間 平成19年度から平成23年度</p>		
申請 方法	申請先：復興基金事務局に提出 申請方法：所定の様式に必要書類を添付して申請 申請時期：		
担当	福祉保健部福祉保健課 地域福祉係 025-280-5176		

事務手続きフロー図

事業メニュー：被災者生活支援対策事業「生活支援相談員設置」

